

南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会
合同定例会会議録

1. 日 時 令和2年1月29日(水) 午後1時30分開会

2. 場 所 南あわじ市役所 第2別館 第5会議室

3. 会議次第

開 会 午後1時30分

開議宣告

会議録署名委員の指名 岡委員(南あわじ市) 本條委員(学校組合)

前回会議録の承認

議事

協議及び報告事項

閉議宣告

閉 会 午後2時40分

4. 会議の出席者

《南あわじ市》

(教育長) 浅井 伸 行

(教育委員) 轟 孝 博、數 田 久美子、岡 一 秀、宮 崎 典 弘

《学校組合》

(教育長) 浅井 伸 行

(教育委員) 狩 野 時 夫、數 田 久美子、宮 崎 典 弘、本 條 滋 人

5. 説明のため出席した者の職氏名

教育次長 仲 山 和 史、教育総務課長 中 村 尚 之

学校教育課長 山 川 直 樹、社会教育課長 福 田 龍 八

体育青少年課長 原 口 言 美、教育総務課係長 板 野 あゆ美

教育総務課主事 土 居 久 代

6. 会議に付した事件及びその結果

《学校組合》

議案第1号 議会の議決を経るべき事件の議案の意見聴取について

原案承認

開 会 午後 1 時 3 0 分

【浅井教育長】 定数に達しておりますので、ただいまから南あわじ市教育委員会及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を開会いたします。

【浅井教育長】 まず、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員につきましては、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、1 名の委員を指名します。

南あわじ市教育委員会会議録署名委員につきましては、岡委員にお願いいたします。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会会議録署名委員につきましては、本條委員にお願いいたします。

【浅井教育長】 次に、「前回の会議録の承認」に移ります。

前回会議録につきましては、事前に送付させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

何かお気づきの点ございませんでしたか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

【浅井教育長】 ご意見がないようですので、前回の教育委員会会議録については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、前回の定例会の会議録は、原案のとおり承認することに決定しました。

【浅井教育長】 次に、「教育長報告」をさせていただきます。

1 点目は、令和 2 年度当初予算についてですが、予算が確定し「学ぶ楽しさ日本一」がいよいよ具体化する形で、柱になるのがスクーチャレンジ事業、アフタースクール、読解力、授業改善が大きな柱になると思っております。それぞれの学校長にお願いしているのは、スクーチャレンジ事業で言わしていただければ、この事業を進めるにはどのような課題があり何をどうしていきたいのか、ということを先生方とよく議論し、そのうえで、どのような取組みをするのかという結果を出してもらって、こちらで査定していくという形になろうかと思っております。アフタースクールについては、今、八木でやっているのを少し広げていくという方向で進めているところです。読解力、授業改善については、それぞれの学校で中心的な取組みですので、どのような取組みを進めて

いくのか検討してもらっているところです。

2点目の阪神淡路大震災1.17に係る取組についてですが、全県下で色々な取組みが行われ、その一つである県が主催する「ひょうご安全の日のつどい」があり、今年は福良小学校の6年生の北岡愛菜(きたおかあいり)さんがメッセージを読み上げました。東日本へ今年初めてボランティアに参加してもらったということで、参加して感じたそのままをメッセージとして読み上げたと思います。「自分たちの力で未来をつくっていく」という内容で、自分の思いがメッセージの中に表れていて、しっかりとした口調で述べられ、立派で堂々としたメッセージでした。

3点目に、成人式についてですが、昨年も同じ話をさせていただいたように思いますが、皆さんも見ていただいたように、非常に良い成人式だったと思います。荒れることもなく、自分たちの思いのこもった、また、二分の一成人式の子供たちにとっても、非常に大きな意味のあった成人式になったと思っております。このような落ち着いた成人式を迎えられるのは、南あわじ市の多くの方々に関わってもらった中で、子どもたちが成長している一つの証であると感じました。非常に良い成人式だったと思います。

以上、教育長報告とさせていただきます。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

【浅井教育長】 ないようですので「教育長報告」を終わらせていただきます。

次に「議事」に移ります。

「議事」につきましては、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会単独議案1件を審議したいと思います。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第1号「議会の議決を経るべき事件の議案の意見聴取について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【中村課長】 ただいま上程いただきました南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第1号「議会の議決を経るべき事件の議案の意見聴取について」、提案理由のご説明を申し上げます。今からご説明申し上げます2件につきましては、令和2年第1回南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会（2月）に提案予定の議案のうち、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。」に該当するため、管理者より意見を求められておりますので、本日の定例会に上程するものでございます。

つきましては、案件ごとに提案理由のご説明をさせていただき、委員の方からの質疑をお受けし、すべての案件の質疑が終わり、最後に採決をお願いしたいと思います。

まず、「1 令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計当初予算」でござい

ます。1番につきましては、仲山次長より説明をさせていただきます。

【仲山教育次長】 令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計予算についてご説明を申し上げます。

まず、1ページをご覧ください。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,820万8,000円と定めております。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算ですが、歳入におきましては分担金及び負担金、歳出におきましては教育費、公債費が主なものでございます。

4ページ、歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。前年度予算額、1億3,978万6,000円と比較しますと、今年度におきましては、1,157万8000円の減額、割合で申しますと8.3%の減額となっております。

歳入歳出の明細につきましては、5ページから7ページに歳入、8ページから17ページに歳出を記載しております。細かいところまで説明しておりますと非常に長くなりますので、説明の部分については割愛させていただきます。ご了解いただきたいと思います。以上簡単ではございますが、令和2年度南あわじ市・洲本市小中学校組合一般会計予算の説明とさせていただきます。慎重にご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【浅井教育長】 1番の提案理由の説明が終わりました。

この件について、ご質問等がございましたらお願いします

【浅井教育長】 特にないようですので、次に、「2 南あわじ市・洲本市小中学校組合例規の整備に伴う条例の一部改正等について」の説明をお願いします。

【中村課長】 南あわじ市・洲本市小中学校組合例規の整備に伴う条例の一部改正等についてご説明申し上げます。

今回の条例改正等については、例規の表現等について現状に合っていない内容があることから例規を全て見直しをいたしまして、関係法令等の適合性、条例の適時性を確保した内容で、条例の一部改正、廃止、新規制定を行うものでございます。

まず、議案1、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の改正ですが、職員が給与を受けながら職員団体のための業務及び活動ができる制限の特例として、現行の「休日」は、南あわじ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年南あわじ市条例第26号)第9条(休日)のみとなっているため、第8条の4(時間外勤務の代休)を追加する為の所要の改正を行うものでございます。

議案2、南あわじ市・洲本市小中学校組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の改正については、会計年度任用職員制度の導入に伴い、報酬が日額で定められている職員の補償基礎額の規定に加え、給料を支給される職員の補償基礎

額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする規定を新たに整備するものでございます。

議案 3、南あわじ市・洲本市小中学校組合監査委員条例の改正については、現行条例中第 5 条第 1 項にあります法第 7 5 第 1 項の規定による監査については、選挙権を有する住民からの請求による事務執行監査であり、当小中学校組合は対象外であるため削除すると共に条文中の表現等整理を行うものでございます。

議案 4、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正については、学校医や新たに設置される委員会等の報酬額について、南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で定める報酬の額を準用するよう規定を整備すると共に条文中の表現等整理を行うものでございます。

議案 5、証人等の実費弁償に関する条例の改正については、南あわじ市証人等の実費弁償に関する条例で定める条文を準用するよう、規定を整備すると共に条文中の表現等整理を行うものでございます。

議案 6、職務に専念する義務の特例に関する条例の改正については、現行条例において職務に専念する義務の免除規則がない為、南あわじ市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成 17 年南あわじ市規則第 28 号）を準用するよう規定するものです。

議案 7、南あわじ市・洲本市小中学校組合職員定数条例の改正については、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 9 号）の施行による会計年度任用職員制度導入に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案 8、南あわじ市・洲本市小中学校組合情報公開条例の改正については、南あわじ市情報公開条例で定める条文を準用するよう、規定を追加すると共に条文中の表現等整理を行うものでございます。

議案 9、南あわじ市・洲本市組合立学校施設の開放に関する条例の改正については、南あわじ市立学校施設の開放に関する条例との統一性を図る目的で、社会教育の一環として施設を使用するときの使用料減免対象となる規定を整備すると共に条文中の表現等整理を行うものでございます。

議案 10、南あわじ市・洲本市小中学校組合条例の整備に関する特別措置条例の廃止については、現行条例による用字、用語、形式等を統一した表現に整備するための特別措置を受ける条例がないため廃止するものでございます。

議案 11、南あわじ市・洲本市小中学校組合行政手続条例制定については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 46 条の規定に基づき、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって南あわじ市・洲本市小中学校組合を組織する市の住民の権利利益保護に資することを目的とし、必要事項を定めるものでございます。

議案 12、南あわじ市・洲本市小中学校組合行政不服審査会条例制定については、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 81 条第 1 項の規定に基づき、南あわじ

市・洲本市小中学校組合が設置する南あわじ市・洲本市小中学校組合行政不服審査会に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案 13、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育に関する事務の点検及び評価委員会条例制定については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号) 第 26 条第 1 項の規定に基づき、南あわじ市・洲本市小中学校組合が設置する南あわじ市・洲本市小中学校組合教育に関する事務の点検及び評価委員会に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案 14、南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題対策連絡協議会等条例制定については、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号) の規定に基づき、南あわじ市・洲本市小中学校組合が設置する南あわじ市・洲本市小中学校組合いじめ問題対策連絡協議会等に関し、必要な事項を定めるものでございます。

議案 15、南あわじ市・洲本市小中学校組合個人情報保護条例制定については、個人情報の適正な取扱いの確保に関する必要事項を定め、南あわじ市・洲本市小中学校組合が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって個人の人格及び尊厳の尊重に寄与することを目的とし、必要事項を定めるものでございます。

議案 16、南あわじ市・洲本市小中学校組合職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例制定については、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号) 第 27 条第 2 項、第 28 条第 3 項及び第 4 項並びに第 29 条第 4 項の規定に基づき、職員の意に反する休職の理由並びに職員の意に反する降任、免職、休職及び懲戒の手続及び効果並びに失職の例外について必要な事項を定めるものでございます。

議案 17、南あわじ市・洲本市小中学校組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定については、地方公務員法及び地方自治法が改正され、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、現在の嘱託職員及び臨時職員としての任用はパートタイム会計年度任用職員に移行されるため、新たに条例を制定するものでございます。

議案 18、南あわじ市・洲本市小中学校組合行政財産使用料徴収条例制定については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、別に定めるもののほか、行政財産の使用を許可した場合において、使用者から徴収する使用料及びその徴収の方法等に関し必要な事項を定めるものでございます。

以上で簡単でございますが、南あわじ市・洲本市小中学校組合例規の整備に伴う条例の一部改正等についての説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【浅井教育長】 2 番目の提案理由の説明が終わりました。

この件について、ご質問等がございましたらよろしく申し上げます。

【浅井教育長】 ないようですので、これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第1号「議会の議決を経るべき事件の議案の意見聴取について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第1号「議会の議決を経るべき事件の議案の意見聴取について」は、原案のとおり決定されました。

【浅井教育長】 次に協議及び報告事項に移りたいと思います。

「協議及び報告事項」につきましては、お手元に資料を配付しております。

まず、「学校再編について」事務局より説明をお願いします。

【山川課長】 (学校再編について説明)

- ・志知小学校：校歌表彰式、統合後の通学路の点検等について
- ・倭文中学校：スクールバスのコースについて
- ・沼島小中学校：特認校制度の問合せについて

【浅井教育長】 この件につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

【轟委員】 志知小学校の通学路で、高架下の手前の橋の欄干が低く老朽化もしているのので気を付けてあげていただきたいと思います。

【山川課長】 確認をしておきます。

【浅井教育長】 一度に解決できないと思いますが、色々な課題を洗い出しながら、どのようにしていくか考えていきたいと思います。

他に何かございませんか。

【浅井教育長】 ないようですので、次に「令和2年度教育方針について」、事務局より説明をお願いします。

【山川課長】 (令和2年度教育方針について説明)

【浅井教育長】 この件につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

【浅井教育長】 ないようですので、次に「令和元年度卒業式について」、事務局より説明をお願いします。

【山川課長】 (令和元年度卒業式について説明)

【浅井教育長】 この件につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

【浅井教育長】 ないようですので、次に「卒業式告辞について」、事務局より説明をお願いします。

【山川課長】 (卒業式告辞について説明)

【浅井教育長】 この件につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

【浅井教育長】 次の「当面の行事予定」、「教育委員会後援名義使用許可状況」については、資料をご覧ください。

以上で本日の定例会の日程はすべて終了しました。これをもちまして、南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を閉会します。

閉 会 午後2時40分